



# パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 61 2008年11月17日

## 台湾知財だより(4)

### 台湾における商標権侵害品(模倣品)の差押え手続き(刑事手続き)について

台湾において、商標権侵害品(以下、模倣品)が発見され、当該模倣品の製造者／輸入者を刑事訴追する場合に、模倣品の差押え・押収を捜査機関に請求して証拠資料の確保することが考えられます。この点について、必要書類、差押え手続きのプロセス等をまとめましたのでご参照下さい。

#### 記

#### A. 差押え手続きの前提条件:

- ①模倣品の製造者／輸入者の特定及び所在地の特定。
- ②当該製造者／輸入者の所在地(会社、倉庫、工場等)における模倣品の有無の確定。

#### A. 必要書類:

- ①刑事委任状(要公証・認証)
- ②差押えの基礎となる侵害証拠(模倣品、レシート等)
- ③告訴状
- ④台湾における登録証のカラーコピー
- ⑤模倣品の鑑定書
- ⑥真正品

#### C. 現場での差押え手続きのプロセス:

- ①模倣品の発見(市場における取得、警察、税関等からの押収情報／税関で発見された場合、手続きは異なる(「台湾便り③」を参照下さい))

↓

- ②権利者(本社、現地代理店、現地支店)による模倣品であることの確認

↓

- ③現場捜査押収機関(警察分局以上の警察機関)への差押え申請書の提出  
(上記①～⑥の必要書類も同時に提出)

↓

- ④捜査機関から現場捜査の立ち会いのための出頭命令を受ける

↓

- ⑤現場捜査、並びに模倣品・証拠資料の差押え(双方立ち会い人が押収記録に署名する)  
↓  
⑥上記押収品の地方検察署への送検  
↓  
⑦告訴人(又は告訴代理人(弁護士のみ))及び容疑者を呼び出しての取り調べ  
↓  
⑧検察による起訴／不起訴決定／起訴猶予  
↓(起訴決定の場合)  
⑨地方裁判所(第1審)における刑事裁判(新たな委任状が必要です／要公証・認証)  
↓(上記第1審の判決に不服の場合)  
⑩知的財産裁判所(第2審／高等裁判所に該当)に上訴  
(通常、出廷回数及び訴状の補充提出は2回以上／一般的に商標の侵害事件は第2審で  
終結する)

以上

(文彬国際専利商標事務所 島 直史)

2008年11月17日

## 台湾における商標権侵害品(模倣品)の差押え手続き (刑事手続き)について

台湾において、商標権侵害品(以下、模倣品)が発見され、当該模倣品の製造者／輸入者を刑事訴追する場合に、模倣品の差押え・押収を捜査機関に請求して証拠資料の確保することが考えられます。この点について、必要書類、差押え手続きのプロセス等をまとめましたのでご参照下さい。

### A. 差押え手続きの前提条件：

- ①模倣品の製造者／輸入者の特定及び所在地の特定。
- ②当該製造者／輸入者の所在地(会社、倉庫、工場等)における模倣品の有無の確定。

### B. 必要書類：

- ①刑事委任状(要公証・認証)
- ②差押えの基礎となる侵害証拠(模倣品、レシート等)
- ③告訴状
- ④台湾における登録証のカラーコピー
- ⑤模倣品の鑑定書
- ⑥真正品

### C. 現場での差押え手続きのプロセス：

- ①模倣品の発見(市場における取得、警察、税関等からの押収情報／税関で発見された場合、手続きは異なる(「台湾便り③」を参照下さい))  
↓
- ②権利者(本社、現地代理店、現地支店)による模倣品であることの確認  
↓
- ③現場捜査押収機関(警察分局以上の警察機関)への差押え申請書の提出  
(上記①～⑥の必要書類も同時に提出)  
↓
- ④捜査機関から現場捜査の立ち会いのための出頭命令を受ける  
↓
- ⑤現場捜査、並びに模倣品・証拠資料の差押え(双方立ち会い人が押収記録に署名する)  
↓
- ⑥上記押収品の地方検察署への送検  
↓
- ⑦告訴人(又は告訴代理人(弁護士のみ))及び容疑者を呼び出しての取り調べ

- (通常、出廷回数は2~3回、補充訴状も2~3回提出すること有り)  
↓ (通常送検後から約2ヶ月後に第1回目の出廷通知が出される)
- ⑧検察による起訴／不起訴決定／起訴猶予  
↓ (起訴決定の場合)
- ⑨地方裁判所(第1審)における刑事裁判  
(新たな委任状が必要です／要公証・認証)  
↓ (上記第1審の判決に不服の場合)
- ⑩知的財産裁判所(第2審／高等裁判所に該当)に上訴  
(通常、出廷回数及び訴状の補充提出は2回以上／一般的に商標の侵害事件は第2審で終結する)

以上

(文彬国際専利商標事務所 島 直史)